

提案書作成要領

1 件名

瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託

2 業務の内容

「瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」に基づき、生活・学習支援等を行う支援施設を設置し、生活困窮や養育困難等の課題を複合的に抱えた世帯のこどもに対して必要な支援を行う。

3 受託事業者の選定

本事業は、公募型プロポーザル方式により、事業提案を受け、評価委員会及び瀬谷区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会で受託業者を選定します。

4 参加手続き

「瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託受託候補者選定に係る実施要領」により手続きを進めてください。

(1) 参加される方は、「参加意向申出書」（様式1）を提出してください。

ア 提出期限 令和元年11月18日（月） 17時まで（必着）

イ 提出先 横浜市瀬谷区役所こども家庭支援課

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190

電話 045-367-5760

F A X 045-367-2943

Eメール se-kodomokatei@city.yokohama.jp

ウ 提出方法 持参、郵送（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(2) 参加資格を審査のうえ、参加資格確認結果を通知します。また、同時に、参加資格が得られた方には、提案書（様式3～8、ワーク・ライフ・バランスに関する取組について該当がある場合に認定通知書等の添付）の提出を要請します。詳しくは、瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託受託候補者特定に係る実施要領第5条を参照してください。

○ 参加資格確認結果通知及び提案書の要請発送日 令和元年11月25日（月）

5 質問書（様式2）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、参加意向申出書提出者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和元年11月18日（月）17時まで（必着）

- (2) 提出先 上記 4 (1)イと同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）
- (4) 回答送付日 令和元年11月25日（月）

6 提案書の提出等

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 8部（正1部、副7部）
- イ 提出先 上記 4 (1)イと同じ
- ウ 提出期限 令和元年12月9日（月） 17時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

- (2) その他 所定の様式以外の書類については受理しません。

7 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式3～8）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案については、別添委託仕様書を参考にして、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 法人・団体等の概要・事業実績について（様式4）

印刷物等の資料添付も可とします。また、団体の定款、直近3か年の財務諸表の提出をお願いします。なお、団体を設立して、3年に満たない場合はこの限りではありません。

イ 業務実施方針について（様式5）

本市の運営方針などを前提として本事業の実施提案をしてください。別添「瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」などを参考にしてください。

また、本事業の対象者である、経済的困窮や養育困難などの課題を抱える小学生や中学生を取り巻く社会情勢などの現状や、彼らが抱える課題及び、その課題を克服するための対応の考え方について明記してください。

ウ 業務実施内容と手法について（様式6）

別紙仕様書を参考に、実施内容の提案をしてください。

エ 業務実施体制について（様式7）

別紙仕様書を参考にし、人材確保の考え方（資格・経歴等）を提案してください。ボランティア等の活用の考え方と確保方法、個人情報、研修についての考え方と取組についても、記入してください。

オ 事業予算書について（様式8）

作成にあたっては、提案書作成要領 1 1 概算予定価額（上限）に記載する支援内容別に作成してください。

カ 各種認定通知書等について

ワーク・ライフ・バランスに関する取組で該当がある場合に添付してください。

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

ウ 文字は注記等を除き原則として10.5ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

エ 提案書はモノクロとします。見やすさに配慮をお願いします。

8 提案書に基づくヒアリングの実施（評価委員会での審査）

実施日 令和元年12月16日（月） 14時から17時まで（指定時間等詳細については、別途通知します。出席者は、責任者を含み3名以下とします。）

9 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	瀬谷区寄り添い型生活支援事業評価委員会	瀬谷区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの評価に関すること	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること
委員	瀬谷区総務課長 瀬谷区生活支援課長 瀬谷福祉保健センター担当部長 瀬谷区学校連携・こども担当課長 瀬谷区小学校校長会代表	瀬谷区長 瀬谷区副区長（総務部長） 瀬谷福祉保健センター長 瀬谷福祉保健センター担当部長 瀬谷土木事務所長 瀬谷区総務課長

※ 瀬谷区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、提案事業者の出席を要しません。

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルの内容に関して委員会委員との接触があった者

(3) 決定等に関する通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者に決定された者及び決定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

契約書作成は要する。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザル関係書類は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出されたプロポーザル関係書類は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出されたプロポーザル関係書類については、受託者の決定後、今後の業務の参考に資するため、プロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザル関係書類について閲覧に供します。

エ 提出されたプロポーザル関係書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

オ プロポーザル関係書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

カ プロポーザル関係書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

キ 提出された書類は、返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1団体につき1案のみとします。

エ 特定された受託候補者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、

本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限以降、受託候補者の特定の日までの手続き期間中、指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

1 1 概算予定価額（上限）

1 3, 5 6 0 千円（税込）

支援内容別に以下の金額を目安とする。詳しくは、「瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託仕様書の5 委託業務内容(2)ウの(ア)と(イ)を参照してください。

- (1) 横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱第7条に基づく支援
9, 9 6 0 千円（税込）
- (2) 瀬谷区が独自に実施する支援
3, 6 0 0 千円（税込）

1 2 評価基準は、次のとおりです。

- (1) 法人・団体等の事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 企画内容の妥当性・実現性
- (4) 実施体制の妥当性・実現性等
- (5) 個人情報取扱いについて
- (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組について

1 3 評価結果通知（受託候補及び申請業者への結果通知） 令和元年12月末頃

1 4 受託候補団体との契約手続き 令和2年3月頃